

安城市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定に基づき措置の勧告を実施したので、同項の規定によりその内容を公表する。

令和2年11月16日

安城市監査委員 中村 誠 一

安城市監査委員 辻山 秀 文

令和2年11月16日

安城市長 神谷 学 様

安城市監査委員 中村 誠 一

安城市監査委員 辻山 秀文

監査の結果に関する報告に係る措置について（勧告）

令和2年8月5日から令和2年11月4日までの期間で実施した出資団体監査の結果、下記のとおり特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）がありました。

については、必要な措置を講ずるとともに、下記のとおりその内容を監査委員に通知してください。

記

1 特に措置を講ずる必要があると認める事項（指導事項）

次に掲げる事案は、前回と同様の結果であった。チェック体制を強化すると共に、担当者が異動した際にも誤りのない事務を執ることができるよう、再発防止に努められたい。

- (1) 振替伝票や支出伝票の決裁権者が誤っていた。
- (2) 物品を購入した際に、検収の証跡が残されていない。
- (3) 資金前渡金の精算事務において、安城市土地開発公社財務規程に沿った事務を執っていなかった。
- (4) 文書事務において、理事長印使用の証跡が不十分であった。

2 措置を講ずべき理由

前項の各事案については、前回監査において同内容の留意事項があったため、是正されていなければならない。

3 期限

令和3年1月15日（金）

（問い合わせ先 監査委員事務局 内線2423）